



熊本県公報

第 1 1 8 5 5 号
平成 21 年 11 月 4 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 家畜伝染病（ヨーネ病）の発生……………（畜産課） 1
 - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………（障害者支援総室） 1
 - 特定商取引法に基づく行政処分……………（食の安全・消費生活課） 1
- 公 告**
- 公共測量の実施……………（監理課） 2
- 登 載 依 頼**
- 第 5 回熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会……………（高校教育課） 2
 - 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令……………（教育政策課） 2

告 示

熊本県告示第 999 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により次のとおり家畜伝染病の発生があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 21 年 10 月 21 日	阿蘇市	1 戸 6 頭	乳用牛

熊本県告示第 1000 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 荒尾介護システム 荒尾介護システムヘルパーステーション 居宅介護・重度訪問介護	事業所の住所	荒尾市四ツ山町 2 丁目 4 番地 1 4	荒尾市原万田 6 9 6 - 9	平成 21 年 9 月 15 日

熊本県告示第 1001 号

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定により次のとおり処分したので公表する。

平成 21 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 被処分者名
 - (1) 名称：星の雫こと西村由美
 - (2) 所在地：菊池市七城町山崎 6 1 0 番地
 - (3) 業態：通信販売業
 - (4) 取扱商品：豆柴（通称。小型の柴犬を指す。）
- 2 処分の年月日

- 平成21年10月20日
- 3 処分内容
 (1) 特定商取引に関する法律第14条第1項に基づく指示
 (2) 特定商取引に関する法律第15条第1項に基づく業務停止命令
 平成21年10月21日から平成22年4月20日までの6か月間
- 4 問い合わせ先
 熊本市水前寺6丁目18番1号
 熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター
 電話096-333-2291

公 告

熊本県公告第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
 平成21年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（写真地図作成）	平成21年8月31日から 平成22年3月26日まで	宇城市全域

登 載 依 頼

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会公告第5号

第5回熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成21年11月4日

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会

- 1 日時
 平成21年11月25日（水）
 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所
 熊本市水前寺6丁目18番1号
 熊本県庁新館2階AV会議室
- 3 議題（予定）
 (1) 「県立特別支援学校の整備推進に関するアンケート調査」自由記述について
 (2) 報告書（案）について
 (3) その他
- 4 傍聴人の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 会議の傍聴手続は、午後1時から午後1時20分まで会議の会場入口において行い、協議会が認めたいうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができる。
 ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺6丁目18番1号
 熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会事務局
 （熊本県教育庁高校教育課特別支援教育室）
 （電話 096-333-2683 内線6656）

熊本県教育委員会訓令第11号

本庁各課
 各地方機関
 各県立学校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成21年11月4日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
 熊本県教育庁文書規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第50号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第1（第8条関係）（3）県立学校の部「熊本県立阿蘇高等学校 阿高」、「熊本県立蘇陽高等学校 蘇高」、「熊本県立天草東高等学校 天東高」、「熊本県立大矢野高等学校 大矢高」、「熊本県立松島商業高等学校 松商高」、「熊本県立阿蘇清峰高等学校 阿清高」及び「熊本県立矢部高等学校 矢高」の項を削り、「熊本県立大津高等学校 大高」の項の次に「熊本県立阿蘇中央高等学校 阿中高」、「熊本県立牛深高等学校 牛高」の項の次に「熊本県立上天草高等学校 上天高」及び「熊本県立翔陽高等学校 翔高」の次に「熊本県立矢部高等学校 矢部高」の項を加える。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の熊本県教育庁文書規程の規定は、平成21年10月9日から適用する。
- 2 この訓令による改正前の熊本県教育庁文書規程別表第1に規定する「熊本県立阿蘇高等学校 阿高」、「熊本県立蘇陽高等学校 蘇高」、「熊本県立天草東高等学校 天東高」、「熊本県立大矢野高等学校 大矢高」、「熊本県立松島商業高等学校 松商高」、「熊本県立阿蘇清峰高等学校 阿清高」及び「熊本県立矢部高等学校 矢高」については、この訓令による改正後の熊本県教育庁文書規程別表第1の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、存続するものとする。